

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは翌日)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十二号

昭和四十年十月鳥取県公安委員会告示第二十九号（自動車の保管場所の確保等に関する法律第五条第一項及び第二項の規定の適用を除外する区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十二年七月十一日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

参考1中「、寺町」の下に「、戎町」を加え、「、鹿野町、下魚町」を削り、「、本町一〜四丁目、三軒屋」を「、本町一〜五丁目」に、「、元魚町一〜三丁目、魚町尻、川端一〜四丁目、四丁目尻、藪片原町」を「、元魚町一〜四丁目、川端一〜五丁目、元町」に改める。

目次

- ◇公安告示 昭和四十年十月鳥取県公安委員会告示第二十九号の一部改正
- 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正

鳥取県公安委員会告示第三十三号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十二年七月十一日から施行する。

昭和四十二年七月十一日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

1の項中

市道火災復興三八号線鳥取市藪片原町三〇番地地先から同市片原一丁目四二番地地先までの間

を

市道火災復興三八号線鳥取市元町二二番地地先から同市片原一丁目二〇七番地地先までの間

に改める。

2の項中

市道火災復興八号線鳥取市川端一丁目六〇番地地先から同市川端二丁目五二番地地先までの間

市道火災復興八号線鳥取市川端二丁目二〇一番地地先から同市川端二丁目二一五番地地先までの間

を

に改める。

市道火災復興九号線鳥取市川端四丁目七九番地地先から同市藪片原町一九番地地先までの間

市道火災復興九号線鳥取市川端四丁目二〇五番地地先から同市元町一〇二番地地先までの間

市道火災復興七号線鳥取市元魚町三丁目六番地地先から同市新町九番地地先までの間

市道火災復興七号線鳥取市元魚町三丁目二三番地の二地先から同市新町一〇五番地地先までの間

市道火災復興六号線鳥取市本町一丁目三五の一番地地先から同市同町二丁目三七番地地先までの間

市道火災復興六号線鳥取市本町一丁目二〇一番地地先から同市同町二丁目二二番地地先までの間

市道火災復興八号線鳥取市川端三丁目五二番地地先から同市川端四丁目二九番地地先までの間

市道火災復興八号線鳥取市川端三丁目二〇一番地地先から同市川端四丁目二一番地地先までの間

5の項中

鳥取市片原一丁目三番地地先

を

鳥取市片原一丁目二〇一番地地先

に、

鳥取市敷片原町二八の三番地地先

ポラ化粧品店前

を

鳥取市元町一三九番地地先

に、

鳥取市片原二丁目四一番地地

大堀商店前

を

鳥取市片原二丁目二〇番地地先

に、

鳥取市豆腐町四七番地地先

を

鳥取市片原四丁目二〇番地地先

に、

東伯郡大栄町大字由良宿五四七の四番地地先

福島印判店前

を

東伯郡大栄町大字由良宿五四七の四番地地先

に、

東伯郡大栄町大字六尾無番地地先

由良新橋西詰北側

鳥取市下魚町官有無番地地先

を

鳥取市片原五丁目五〇番の一地先

に、

鳥取市二階町三丁目三番地地先

を

鳥取市二階町四丁目三九番地地先

を

鳥取市二階町四丁目三一番地地先

を

鳥取市敷片原町官有無番地先

を

鳥取市敷片原町一九番地の三地先

鳥取市茶町二三番地地先

鳥取市茶町官有無番地地先

鳥取市二階町三丁目二二番地地先

鳥取市二階町四丁目二〇一番地地先

鳥取市二階町四丁目二〇七番地地先

鳥取市戎町四〇〇番地の一地先

鳥取市元町二二四番地地先

鳥取市茶町四二〇番地地先

鳥取市茶町三〇〇番の一地先

日野郡江府町大字武庫字今市四五一番地の二地先

に改め、

を削る。

6の項中

一般国道五三号線 鳥取市東品治町一
三番地の一地先から同市片原一丁目五
一番地地先までの間

を

一般国道五三号線 鳥取市東品治町一
三番地の一地先から同市片原一丁目二
〇一番地地先までの間

に、

県道田島片原線 鳥取市二階町二丁目三
四番地地先から同市同町一丁目六五番地
地先までの間(ただし、本町側のみ。)

を

県道田島片原線 鳥取市二階町二丁目一
一七番地地先から同市同町一丁目一〇四
番地地先までの間(ただし、本町側のみ。)

に、

市道火災復興五号線 鳥取市下魚町地内
有門橋東詰から同市田島六〇八番地の一
地先までの間
市道火災復興八号線 鳥取市川端一丁目
六〇番地地先から同市川端二丁目五二番
地地先までの間

市道火災復興五号線 鳥取市片原五丁目
五〇番の一先から同市田島六〇八番
地の一先までの間

市道火災復興八号線 鳥取市川端一丁目
二〇一番地地先から同市川端二丁目二
五番地地先までの間

市道米子東福原線 米子市統町二丁目一
五五番地地先から同市法勝寺町五三番地
地先までの間(ただし、西念寺側のみ)

市道米子東福原線 米子市統町二丁目一
一五番地地先から同市法勝寺町五三番地
地先までの間(ただし、西念寺側のみ)

市道電通裏二号線 米子市角盤町一丁目
三〇番地地先から同市統町一丁目六〇番
地地先までの間

市道電通裏二号線 米子市角盤町一丁目
三〇番地地先から同市同町一丁目六〇番
地地先までの間

7の項中

東伯郡三朝町大字今泉部落北方三〇メートルの地点

日野郡溝口町白水カーブ南方二〇メートルの地点

カーブ北方二〇メートルの地点

を

に

を

に

を

に改める。

を削り、

日野郡溝口町根雨原カーブ南方三〇メートルの地点
カーブ北方三〇メートルの地点

日野郡溝口町根雨原字下荘後二、三九番の一、二地先

日野郡溝口町根雨原字本田七五一番の二地先

日野郡江府町大字佐川残念坂カーブ
南方二〇メートルの地点

日野郡江府町大字江尾字入江カーブ
北方二〇メートルの地点

日野郡江府町大字江尾字入江カーブ
南方二〇メートルの地点

日野郡江府町大字武庫字一反部落カーブ先
二〇メートルの地点

日野郡江府町大字武庫警察官駐在所先

日野郡江府町大字佐川字岡一、〇四七番の一、二地先

日野郡江府町大字江尾字入江一、七三三番の八、九地先

日野郡江府町大字武庫字道上トウドウ三番の二、三、四地先

日野郡日野町大字本郷字道端、七、七六番地地先

日野郡日野町大字本郷字道端、七、七六番地地先

を

に

を

に改め、

及び

“ 本町二丁目二〇一番地地先	に、
“ 本町二丁目二六番地地先	を
“ 片原四丁目二〇番地地先十字路	四
“ 片原三丁目二〇一番地の二地先十字路	四
“ 鹿野町八番地地先十字路	四
“ 片原三丁目三四番地地先十字路	四
“ 新町二〇一番地の二地先	一
“ 新町五三番地地先	一
“ 川端二丁目二二五番地地先	一
“ 川端二丁目四二番地地先十字路	一
“ 川端二丁目二〇一番地地先	一
“ 川端二丁目六〇番地地先十字路	一
“ 片原二丁目二〇一番地地先十字路	四
“ 片原二丁目五一番地地先十字路	四
“ 字下り瀬二二五番地地先	
“ 二二九番地地先	

に、 を に、 を に、 を に、 を に、 を

を削る。

“ 福部村大字泉五一五番地の二地先	を
“ 二階町四丁目二〇七番地地先	一
“ 二階町四丁目三一三番地地先	一
“ 二階町三丁目二二三番地地先	一
“ 本町三丁目二〇一番地地先	一
“ 二階町二丁目三四番地地先	一
“ 本町三丁目五〇番地地先	一
“ 栗山虎蔵方前	を
“ 二五番地地先	一
“ 川端四丁目二二一番地地先	一
“ 二階町一丁目二二〇番地地先	一
“ 二階町一番地地先	一
“ 二階町一番地地先	一
“ 川端四丁目二九番地地先	一
“ 桂木三四六番地地先	一
“ 二五六番地地先	一
“ 川端四丁目二九番地地先	一
“ 桂木三四六番地地先	一
“ 二五六番地地先	一
“ 福部村大字泉五一五番地の二地先	を

に、 を に、 を に、 を に、 を

を削り、 に改め、 を削り、 に改め、 を削り、

福部村大字海十字奥五番地の一地先

に、

羽合町大字久留字横道下一七五番地の二地先

を

羽合町大字久留字横道下四一〇一番地地先

に改める。

別図(十一)を削る。